

（船級協会の検査）
第二十六条 施行規則第三十七条の五、第三

十七条の六（第四項を除く。）及び第三十七条の七の規定は、改正法附則第四条第一項の船級協会が行う検査の業務に関する監督について準用する。この場合において施行規則第三十七条の五中「法第十九条の四十六第三項において準用する法第十九条の十五第三項」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第五項第二項」と、施行規則第三十七

（船級協会の検査）
第二十六条 この省令による改正後の海洋汚

染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下この条において「施行規則」という。）第三十七条の五、第三十七条の六（第四項を除く。）及び第三十七条の七の規定は、改正法附則第四条第一項の船級協会が行う検査の業務に関する監督について準用する。この場合において施行規則第三十七

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の規定に基づき、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十九日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄にそれぞれ対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（新規検査の申請）
第三十六条（略）

254（略）
5 国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車

が道路運送車両の保安基準第三十条第一項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車）に適合するものとして当該告示に定める基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

改正前

（新規検査の申請）
第三十六条（略）

254（略）
5 国土交通大臣が指定する自動車（一時抹消登録を受けたもの及び法第六十九条第四

項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について新規検査を申請する者は、当該自動車

が道路運送車両の保安基準第三十一条第二項の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示により当該基準が適用されないこととされている自動車）に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

7511（略）

7511（略）

12

12 国土交通大臣が指定する自動車について
新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五項、第六条第一項若しくは第二項、第七項、第八条第一項若しくは第五項、第九項、第十項若しくは第二項、第十條、第十一條、第十二條若しくは第三項、第十三條、第十四條、第十五條第一項若しくは第二項、第十七條第一項、第二項若しくは第三項、第十七條の二第一項、第二項、第三項若しくは第四項、第十八條第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第十八條の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九條、第二十條第四項、第五項若しくは第六項、第二十一條、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第五項、第二十二條の四、第二十二條の五第二項若しくは第三項、第二十五條第四項、第二十九條第一項、第二項及び第三項、第三十二條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三條第二項、第三項若しくは第四項、第三十三條の二第二項若しくは第三項、第三十三條の三第二項若しくは第三項、第三十四條第二項若しくは第三項、第三十四條の三第二項若しくは第三項、第三十五條第二項若しくは第三項、第三十五條の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六條第二項若しくは第三項、第三十七條第二項若しくは第三項、第三十七條の二第二項若しくは第三項、第三十七條の三第二項若しくは第三項、第三十七條の四第二項若しくは第三項、第三十八條第二項若しくは第三項、

12

12 国土交通大臣が指定する自動車（一時抹消登録を受けたもの及び法第六十九條第四項の規定により自動車検査証が返納されたものを除く。）について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第八條第一項若しくは第五項、第十一條第二項、第十三條、第十五條第一項若しくは第二項、第十七條第一項若しくは第三項、第十七條の二第三項若しくは第四項、第十八條第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八條の二第三項若しくは第五項、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十二條の四、第二十二條の五第二項若しくは第三項、第二十五條第四項、第二十九條第一項、第二項及び第三項、第三十二條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第四十三條の六第二項、第四十三條の七、第四十四條第一項若しくは第四項、第四十五條第三項又は第五十條の基準（同令第五十八條の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

第三十八條の二第二項若しくは第三項、第三十八條の三第二項若しくは第三項、第三十九條第二項若しくは第三項、第三十九條第二項若しくは第三項、第四十一條第二項若しくは第三項、第四十一條の二第二項若しくは第三項、第四十一條の三第二項若しくは第三項、第四十一條の四第三項若しくは第四項、第四十一條の五第三項若しくは第四項、第四十二條、第四十三條第二項若しくは第三項、第四十三條の二、第四十三條の三、第四十三條の四第一項、第四十三條の五第二項、第四十三條の六、第四十三條の七、第四十四條第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第四十五條第一項若しくは第二項、第四十六條第一項、第四十七條第一項、第四十八條、第四十八條の二第二項、第四十八條の三第二項又は第五十條の基準（同令第五十八條の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

13 第一項、第四項から第七項まで及び前項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

(継続検査)
第三十七條の二 第三十六條第十二項の規定は、継続検査の申請について準用する。

2 前項において準用する第三十六條第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。

(臨時検査)
第三十七條の二の二 (略)
2 前項の申請書を提出する場合には、第六十三條の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車届出済証又は臨時運転番号標貸与証を提示しなければならない。

(新設)
第三十七條の二 (略)
2 前項の申請書を提出する場合には、第六十三條の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車届出済証又は臨時運転番号標貸与証を提示しなければならない。

(臨時検査)
第三十七條の二 (略)
2 前項の申請書を提出する場合には、第六十三條の二第三項の規定により交付を受けた当該自動車の軽自動車届出済証又は臨時運転番号標貸与証を提示しなければならない。

<p>3 第三十六条第十二項の規定は、臨時検査の申請について準用する。</p> <p>4 前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(限定自動車検査証等の提出)</p> <p>第三十七条の二の三 (略)</p> <p>(自動車検査証の記入の申請等)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、毀損し、その識別が困難となり、法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又は車両番号の変更の申請があつたときは、車両番号を変更することができる。</p> <p>6・8 (略)</p> <p>9 第三十六条第十二項の規定は、構造等変更検査の申請について準用する。</p> <p>10 第一項において準用する第三十六条第一項、第三項及び前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。</p> <p>(予備検査)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 前項において準用する第三十六条第五項から第七項まで及び第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。</p> <p>3・5 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(限定自動車検査証等の提出)</p> <p>第三十七条の二の二 (略)</p> <p>(自動車検査証の記入の申請等)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2・4 (略)</p> <p>5 運輸監理部長又は運輸支局長(法第七十条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会)は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、き損し、その識別が困難となり又は法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたときは、車両番号を変更することができる。</p> <p>6・8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・4 (略)</p>
---	---

附則
この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○法務省告示第百四十三号
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第百三十四号の一部を次のように改正する。
平成二十九年七月十九日
法務大臣 金田 勝年

改正後			改正前		
<p>二 実習実施機関の名称、所在地及び実習内容</p> <p>イ 常勤の職員(外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。)の総数の二十分の一を超えない技能実習生(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。)を受け入れる実習実施機関</p>					
名称	所在地	実習内容	名称	所在地	実習内容
[略]	[略]	[略]	[同上]	[同上]	[項を加える。]
アイテック株式会社	群馬県太田市西新町百三十五番七号	機械加工	[項を加える。]	[項を加える。]	[項を加える。]
株式会社へいせい	福岡県糸島市前原西五丁目一番三十一号	とび	[項を加える。]	[項を加える。]	[項を加える。]
<p>口 [略]</p> <p>ハイ又は口以外の実習実施機関</p>					
名称	所在地	実習内容	名称	所在地	実習内容
[略]	[略]	[略]	[同上]	[同上]	[項を加える。]
有限会社平良建工	神奈川県横浜市鶴見区潮田町一丁目七十七番地六	とび	[項を加える。]	[項を加える。]	[項を加える。]
株式会社西山精密板金	長野県岡谷市神明町二丁目三番二十一号	工場板金	[項を加える。]	[項を加える。]	[項を加える。]